

## 公文書の写しの作成に要する費用

令和7年10月20日告示第4号

沖縄県北部医療組合情報公開条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第13号）第19条の規定に基づく公文書の写しの作成に要する費用については、令和元年沖縄県告示第278号（公文書の写しの作成に要する費用）の例による。

### 附 則

この告示は、令和7年10月20日から施行し、令和7年10月1日から適用する。